

ごみの野焼きは禁止されています！

地面に穴を掘ったり、ドラム缶などを用いて、家庭や事業所から出るごみを屋外で焼却する行為、いわゆる野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律や静岡県生活環境の保全等に関する条例により一部を除いて禁止されています。

なぜ野焼きはいけないのか？

野焼きは黒煙や悪臭を発生させ、『煙や臭いが入ってくるので窓が開けられない』、『布団が干せない』など近隣の方々の生活に大きな迷惑をかけることとなります。また、気管支などに病気を抱える方にとっては、より深刻な問題となります。

そして、廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシンを発生させることもあります。

さらに、付近の枯れ草や建物などへの延焼の危険性もあり、火災の原因のひとつにもなっています。

周囲にこういった生活環境上の悪影響を与えるため、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。

一部の例外とは？

焼却禁止の例外	具体的な例
国又は地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却	河川敷の草焼き（河川管理者）・漂着物等の焼却（海岸管理者）
災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却	災害等の応急対策・火災予防訓練
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却	正月のどんど焼き
農林業者が作業に伴って行うやむを得ないものとして行う焼却	焼き畑等
焚き火など軽微な焼却	落ち葉たき・キャンプファイヤー

なお、これらの焼却でも近隣の方々に迷惑となっていると判断されるときは、焼却をやめていただくことがあります。農林業者だから何でも燃やして良いというのではなく、ゴム、プラスチック、油などを含む物の焼却はできません。また、家庭菜園は農業ではありません。

罰則について

野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に罰則が明記されています。法律に違反していると判断されたときは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方が科せられることがあります。

皆様にお願い



以前から少量のごみは燃やしてきたからと自分の都合だけを考えるのではなく燃えるごみの日に出すなど適切なごみ処理を行ってください。

禁止の例外とされている焼却であっても、特に住宅地に近い田畑で行われる焼却は苦情が多くありますので、燃えるごみの日に出せるものはできる限り出していただき、また、住宅の近くでは焼却しないようにしてください。やむを得ず焼却を行う場合であっても天候や風向き、時間帯などに注意し、迷惑を掛けないよう、近所の方々のご理解を得るようにしてください。

皆が気持ちよく生活していけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先 環境対策課 ☎22213